

本説明書は電気事業法および同経済産業省令に基づき交付するものです。

積水ハウスオーナーでんき

電気受給契約締結のお知らせ

株式会社ファミリーネット・ジャパン
代理店：積水ハウス株式会社

お客様名	山田 太郎 様
発電設備設置場所住所	東京都渋谷区渋谷1丁目2-3
受電地点特定番号	03-0012-3456-7890-1234-5678
設備ID	F012345C67
契約年月日	2019年11月1日
電気受給開始日	2019年11月10日
(見える化ID)	-
(見える化パスワード)	-

本書では、積水ハウス株式会社を代理店として、株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下「当社」といいます。）がお客さまと締結した電気受給契約の内容、条件をお知らせします。詳しくは太陽光発電設備からの電力受給（買取）契約要綱（積水ハウスオーナーでんき）（以下、「契約要綱」といいます。）等をご確認願います。なお、本書と契約要綱とで記載が異なる場合は、本書記載の内容を優先するものとします。

1. 電気料金およびその算定方法

毎月の電気受給料金は、その1月の受給電力量にもとづき、次によって算定された金額とします。

電気受給料金（消費税等相当額込） ※一月につき

1キロワット時につき	11円00銭
------------	--------

消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）の税率による消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を含みます。

2. 工事費等

計量器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、必要最低限以上の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。電力受給の開始または受給契約の変更等に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

3. 受給電力量の計測方法および料金調定方法

- 受給電力量は、一般送配電事業者が受電地点ごとに取り付けの計量器により計量いたします。
- 料金の算定期間は「1月」とし、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。
- 料金の支払は原則として、受給開始日の属する算定期間を1日目とし、12月目までの算定期間の料金を12月目の算定期間の翌月末日（銀行法第15条第1項に規定する休日に該当する場合、または当社の年末年始休業日に該当する場合は、前営業日とします）までに支払われるものとし、以降同様に12ヶ月に1回支払期日が到来するものといたします。

4. 料金その他の支払方法

料金その他は、お客さまが別途指定する金融機関口座への振込により支払うものとします。但し、お客さまに債務（違約金、工事費負担金その他契約要綱から生ずる金銭債務をいいます。）が発生する場合は、料金とその債務を相殺精算させていただく場合がございます。

5. 料金の確認方法

お客さまの PC、スマートフォン、タブレット端末等により料金をご確認いただけます。

6. お客さま側の保安等に関するご協力

お客さまには、以下の事項についてご協力いただく必要があります。詳細は、契約要綱 19 および 30 をご参照ください。

- ・ 業務上必要とする場合に、当社もしくは一般送配電事業者またはそれらの業務委託先がお客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をお願いします。
- ・ 一般送配電事業者の発電設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等についてご協力をお願いします。
- ・ 一般送配電事業者から電気の受給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合、それらの場所の提供にご協力をお願いします。
- ・ 業務上必要とする場合に、お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備等について、一般送配電事業者が使用することにご協力をお願いします。
- ・ お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。また一般送配電事業者が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。一般送配電事業者が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適切な処置を行う場合に、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
- ・ 一般送配電事業者の発電設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または電気受給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
- ・ お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに当社または一般送配電事業者へ通知していただきます。
- ・ お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。

7. 契約期間・更新

- ・ 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始日以降 1 年目までといたします。
- ・ 契約期間満了の 3 ヶ月前に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示が無い場合、受給契約は契約期間満了後、1 年毎に同一条件で継続されるものとします。

8. 契約の変更・終了に伴う費用

- ・ 契約変更
お客さまが設備容量を新たに設定もしくは設備容量を増加した後に、設備容量を減少しようとする場合において、当社が一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合、またはお客さまが電気の受給を開始され、その後設備容量を変更する場合に、当社が一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。
- ・ 契約期間満了以前の契約の終了
お客さまからの申し出により、お客さまが当社との契約期間満了以前に受給契約を解約される場合、またはお客さまの責めとなる理由により当社が受給契約を解除または解約する場合においても、違約金をお客さまより申し受けることはございません。また、お客さまが設備容量を新たに設定もしくは設備容量を増加した後に、受給契約を終了しようとする場合において、当社が一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合、またはお客さまが電気の受給を開始され、その後受給契約を終了する場合に、当社が一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。

9. お客さまからの申し出による受給契約の変更・終了

- ・ 受給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが受給契約の変更を希望する場合、当社と協議のうえ、変更にともなう負担金額を定め新しい契約内容に変更できるものといたします。
- ・ 受給契約の廃止を希望される場合は、原則として、あらかじめ廃止期日を当社に書面でその旨を通知していただきます。詳細は、契約要綱 25 をご参照ください。

10. 当社からの申し出による契約の終了

次のいずれかに該当する場合には、当社は受給契約を解除または解約する場合があります。詳細は、契約要綱 26 をご参照ください。

- ・ 一般送配電事業者により電気の受給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ・ お客さまが料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他契約要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- ・ お客さまが契約要綱に記載されていることに違反した場合
- ・ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合
- ・ お客さまが破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなした場合
- ・ お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合
- ・ 当社が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合

11. 電気の使用方法

お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、発電設備を変更し、または専用供給設備を施設することにご協力をお願いします。

12. その他

- ・ お客さまが契約開始以前に他の小売電気事業者や取次店（以下「小売電気事業者等」といいます。）との受給契約を締結せずに発電を行っていた場合においても、料金の適用は受給開始日からの適用となります。
- ・ 当社と新規にご契約いただくに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者等との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者等にお問合せ下さい。

13. お問い合わせ先

○太陽光の売電の申込み等に関するお問い合わせ

積水ハウス株式会社（代理店）

大阪市北区大淀中一丁目1番88号 梅田スカイビル タワーイースト積水ハウス

オーナーサポートデスク

0120-769-677

受付時間 9:00～17:00（土日祝日、12月27日～1月3日を除く）

○電気の契約変更等に関するお問い合わせ

株式会社ファミリーネット・ジャパン（小売電気事業者 A0300）

東京都品川区大崎2丁目11番1号

0120-769-677

受付時間 9:00～17:00（土日祝日、12月27日～1月3日を除く）

○停電時のお問い合わせ

- ・ 北海道電力管内

北海道電力株式会社 お問い合わせ窓口

http://www.hepco.co.jp/cgi-bin/branch/adrs_list.cgi

- ・ 東北電力管内

東北電力株式会社 お問い合わせ窓口

0120-175-366 （24時間365日受付）

<http://www.tohoku-epco.co.jp/teideninfo/index.html>

- ・ 東京電力管内

東京電力パワーグリッド株式会社 お問い合わせ窓口

0120-995-007 （24時間365日受付）

- ・ 中部電力管内
中部電力株式会社 お問い合わせ窓口
0120-985-232 (24 時間 365 日受付)
- ・ 北陸電力管内
北陸電力株式会社 お問い合わせ窓口
0120-837119 (24 時間 365 日受付)
- ・ 関西電力管内
関西電力株式会社 お問い合わせ窓口
0800-777-3081 (24 時間 365 日受付)
- ・ 中国電力管内
中国電力株式会社 お問い合わせ窓口
<http://www.energia.co.jp/saigai/freedial.html> (24 時間 365 日受付)
- ・ 四国電力管内
四国電力株式会社 お問い合わせ窓口
<https://www.yonden.co.jp/nw/contact/index.html> (24 時間 365 日受付)
- ・ 九州電力管内
九州電力株式会社 お問い合わせ窓口
http://www.kyuden.co.jp/company_outline_index_eigyosyo.html (24 時間 365 日受付)